

設 計 書

工 種		課 長		課長補佐		副 参 事		総務担当		設計担当者 教委総務課 総務担当 TEL (36108) 主任 橋場 祐平 印
番 号										
年 度	令和 7 年度	作成年月日	令和 7 年10月22日		概 要 市立小学校から搬出される産業廃棄物の処分費について単価契約をするものです。 対象校 秋田市立小学校					
件 名	秋田市立小学校産業廃棄物処分									
履 行 場 所	秋田市保戸野すわ町 9 番 6 0 号ほか									
設 計 金 額										
財源(補助)区分	国 補 ・ 県 補 ・ (市 単)									
契 約 期 間	契約日から 令和 8 年 3 月 3 1 日 まで									

秋田市立小学校産業廃棄物処分仕様書

本仕様書は、秋田市立小学校より排出される産業廃棄物の処分に関する基準を定めたものである。

- 1 排出場所は、別紙 1 による
- 2 委託期間は、契約日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 3 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の規定による、下記区分の許可（産業廃棄物処分業許可）を、秋田市長から受けたものであること。
 - (1) 廃プラスチック類
 - (2) 木くず
 - (3) 金属くず
 - (4) ガラスくず等
 - (5) 廃油
- 4 契約額は、1 k g 当たりの処分単価とする。
- 5 委託対象の品目・予定数量
 - (1) 品 目 混合廃棄物
 - (2) 予定数量 小学校 3 1 , 2 0 0 k g（予定最大数量）
- 6 その他
 - (1) 廃棄物の処分場への搬入については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の規定により秋田市長の許可（産業廃棄物収集運搬業許可）を受けたものと別途契約後日程について後日協議し決定する。
 - (2) 予定数量については、最大数量に満たない場合がある。
 - (3) 受託者は、業務完了報告書および産業廃棄物管理票を業務終了後速やかに委託者に提出する。
 - (4) 万一事故が発生した場合は、委託者に通報するとともに、迅速かつ適切な措置を講じること。

小学校産業廃棄物排出場所

	校 名		住 所
小 学 校	1	秋田市立保戸野小学校	秋田市保戸野すわ町9番60号
	2	秋田市立明德小学校	秋田市千秋公園1番13号
	3	秋田市立築山小学校	秋田市櫓山古川新町55番地の1
	4	秋田市立旭北小学校	秋田市山王三丁目1番35号
	5	秋田市立中通小学校	秋田市中通五丁目8番22号
	6	秋田市立旭南小学校	秋田市旭南一丁目15番1号
	7	秋田市立牛島小学校	秋田市牛島東六丁目6番1号
	8	秋田市立川尻小学校	秋田市川尻みよし町8番31号
	9	秋田市立旭川小学校	秋田市手形字才ノ浜63番地
	10	秋田市立港北小学校	秋田市土崎港北四丁目6番1号
	11	秋田市立土崎南小学校	秋田市土崎港東一丁目6番39号
	12	秋田市立高清水小学校	秋田市将軍野南一丁目2番16号
	13	秋田市立広面小学校	秋田市広面字蟹沢29番地
	14	秋田市立外旭川小学校	秋田市外旭川字梶ノ目262番地2
	15	秋田市立飯島小学校	秋田市飯島鼠田二丁目2番1号
	16	秋田市立下新城小学校	秋田市下新城笠岡字佐戸反10番地
	17	秋田市立浜田小学校	秋田市浜田字自在山47番地の2
	18	秋田市立豊岩小学校	秋田市豊岩豊巻字内縄尻90番地
	19	秋田市立四ツ小屋小学校	秋田市四ツ小屋字街道東256番地の1
	20	秋田市立上北手小学校	秋田市上北手猿田字館の下38番地
	21	秋田市立下浜小学校	秋田市下浜羽川字水垂92番地
	22	秋田市立金足西小学校	秋田市金足大清水字大清水台1番地
	23	秋田市立八橋小学校	秋田市八橋大沼町7番1号

	校 名	住 所
小 学 校	24 秋田市立東小学校	秋田市東通二丁目11番1号
	25 秋田市立泉小学校	秋田市泉中央六丁目2番1号
	26 秋田市立大住小学校	秋田市仁井田字西潟敷33番地
	27 秋田市立桜小学校	秋田市桜四丁目12番1号
	28 秋田市立飯島南小学校	秋田市飯島西袋一丁目1番2号
	29 秋田市立寺内小学校	秋田市寺内堂ノ沢二丁目14番1号
	30 秋田市立御所野小学校	秋田市御所野元町五丁目1番1号
	31 秋田市立岩見三内小学校	秋田市河辺三内字外川原39番地
	32 秋田市立河辺小学校	秋田市河辺和田字岡村164番地
	33 秋田市立戸島小学校	秋田市河辺戸島字本町123番地
	34 秋田市立雄和小学校	秋田市雄和石沢蟹沢40番地
	35 旧八田小学校	秋田市下浜八田字餅田 4 2 番地